

序章 はじめに

1. 立地適正化計画とは

(1) 背景・目的

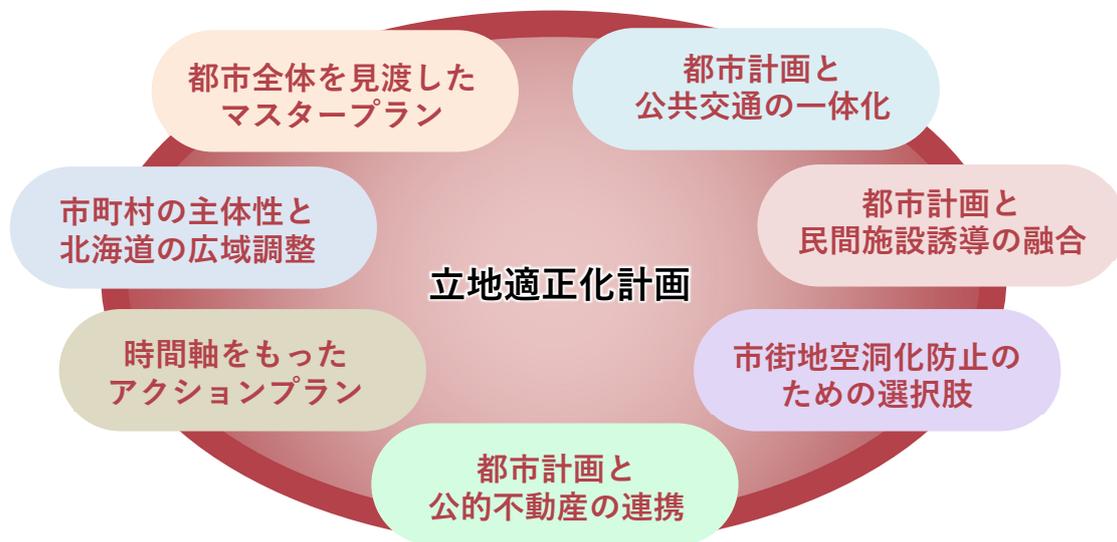
我が国の多くの地方都市では、急激な人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を背景に、市街地の低密度化や日常生活に必要な買い物・医療などのサービスの維持が困難になるとともに、働き手の減少などにより地域経済の活力が減衰することも懸念されており、これらに対応することが大きな課題となっています。

また、高度経済成長期以降に整備されてきた公共施設は老朽化が進み、多額の維持管理費や更新費用が見込まれる中で、人口減少による税収等の減少から、行政サービスの低下も予想されます。

このような背景から、国ではより具体的な施策を推進するため、平成 26 年（2014 年）8 月に都市再生特別措置法を一部改正し、立地適正化計画制度が創設されました。

立地適正化計画は、医療、介護福祉、商業等の都市機能や居住を誘導・集約させ、公共交通の充実によりアクセス利便性を向上させるなど、さまざまな分野と連携しながら都市全体の構造を見直し、持続可能なコンパクトシティを目指す計画です。

登別市においても、昭和 58 年（1983 年）に人口増加のピークを迎えましたが、その後現在に至るまで減少が続いており、国立社会保障・人口問題研究所によると、将来的にもさらに人口減少の進行が予測されることから、市街地における人口密度の低下などさまざまな課題に直面することが予想されます。こうしたことから、都市機能や居住の誘導・集約、公共交通の充実により持続可能なコンパクトシティを実現するため、「登別市立地適正化計画」を策定します。



立地適正化計画の意義と役割



(2) 立地適正化計画の構成

立地適正化計画には、都市再生特別措置法に基づきおおむね次の事項を記載することとされています。

① 立地適正化計画の区域（法第 81 条第 1 項）

都市計画法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域全体が対象の区域です。

② 立地の適正化に関する基本的な方針（法第 81 条第 2 項第 1 号）

住宅及び誘導施設（都市機能増進施設）の立地の適正化に関する基本的な方針です。

③ 防災指針（法第 81 条第 2 項第 5 号）

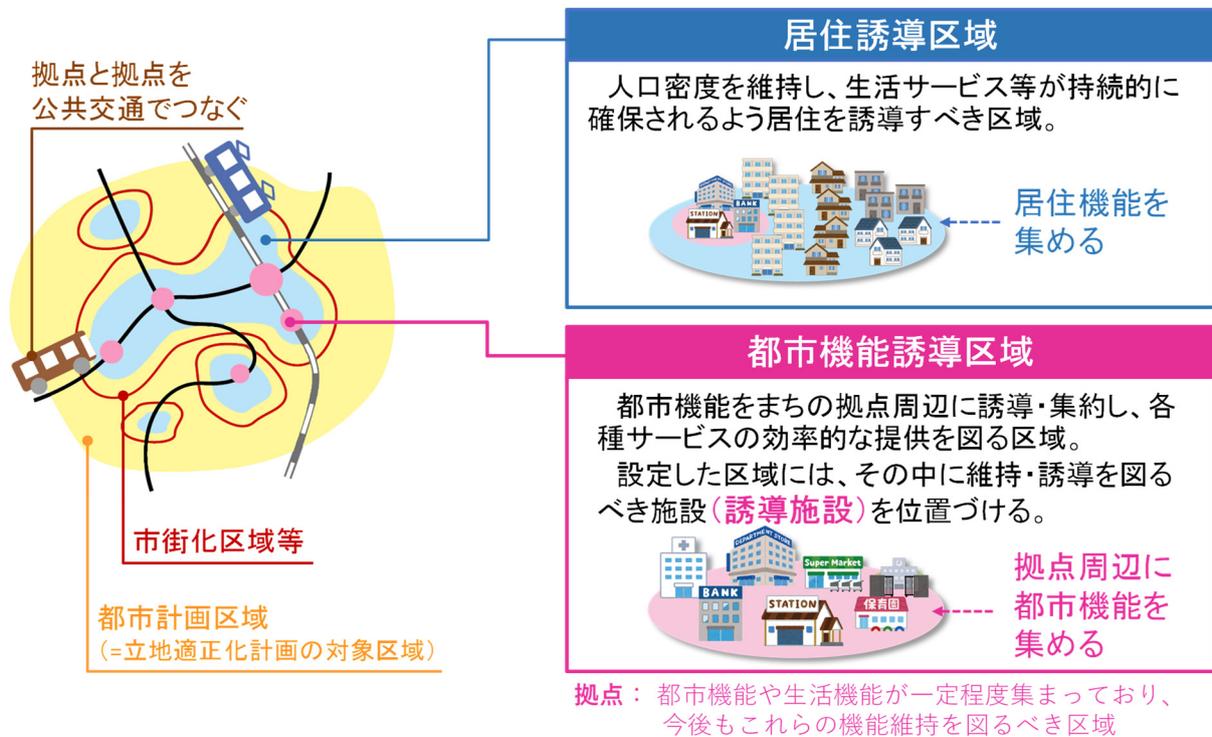
地震や水災害などの各個別の災害リスクを分析した上で、河川改修や避難地・避難路の整備、確保といったハード対策、地域の災害リスクに応じた避難体制の構築や災害ハザード情報の提供、共有化といったソフト対策、災害リスクを踏まえた土地利用の誘導など、水災害を含めた防災対策・安全確保策を示すものです。

④ 居住誘導区域（法第 81 条第 2 項第 2 号）

人口減少の中でも一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

⑤ 都市機能誘導区域（法第 81 条第 2 項第 3 号）

医療、介護福祉、商業等の都市機能を拠点に誘導・集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域です。



居住誘導区域及び都市機能誘導区域のイメージ

⑥ 誘導施設（法第 81 条第 2 項第 3 号）

地域の特性やまちづくりの方向性を踏まえて都市機能誘導区域ごとに設定する、立地を誘導すべき都市機能（都市機能増進施設）です。

誘導施設の設定例

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の自立した生活を支え、または日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設、コミュニティサロン 等
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育所、こども園、児童クラブ、子育て支援センター、児童館 等
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間消費型のショッピングニーズなど、さまざまなニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 延床面積〇㎡以上の食品スーパー
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けられることができる機能 例. 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常的な診療を受けられることができる機能 例. 延床面積〇㎡以上の診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、中央図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、社会教育センター

資料：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」

⑦ 誘導施策（法第 81 条第 2 項第 2 号・第 3 号）

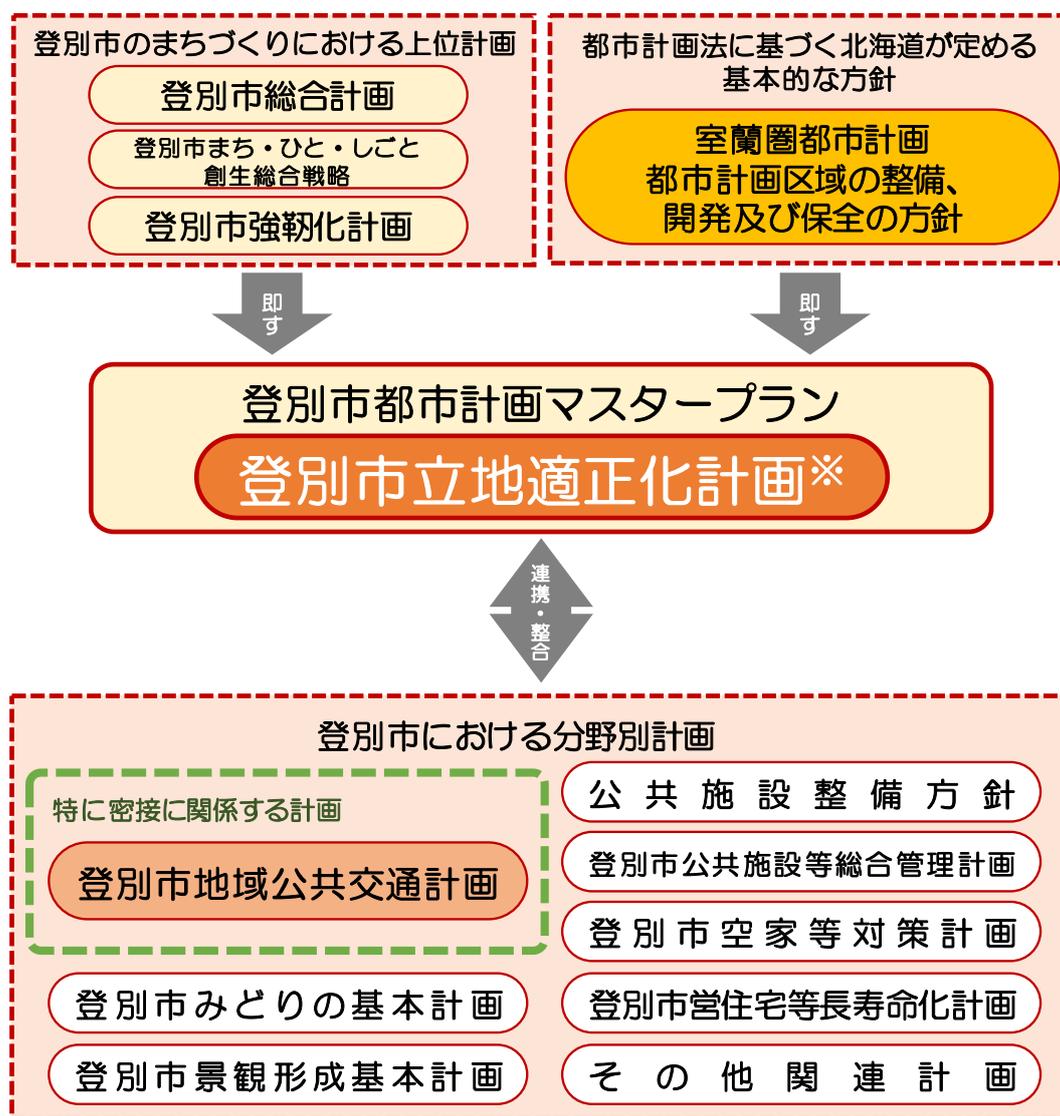
居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するため、または都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策です。



2. 登別市立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされており、まちづくりの総合的な計画であることから、関連計画や関係施策等との連携・整合を図ることが重要です。

そのため、本計画は登別市のまちづくりに関する最も上位の計画である「登別市総合計画」や「登別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、災害に強いまちづくりに向けた指針である「登別市強靱化計画」、都市計画法に基づき北海道が定める「室蘭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即すとともに、「登別市地域公共交通計画」や「登別市都市計画マスタープラン」等、本市のさまざまな分野の関連計画との連携・整合を図りながら定めています。

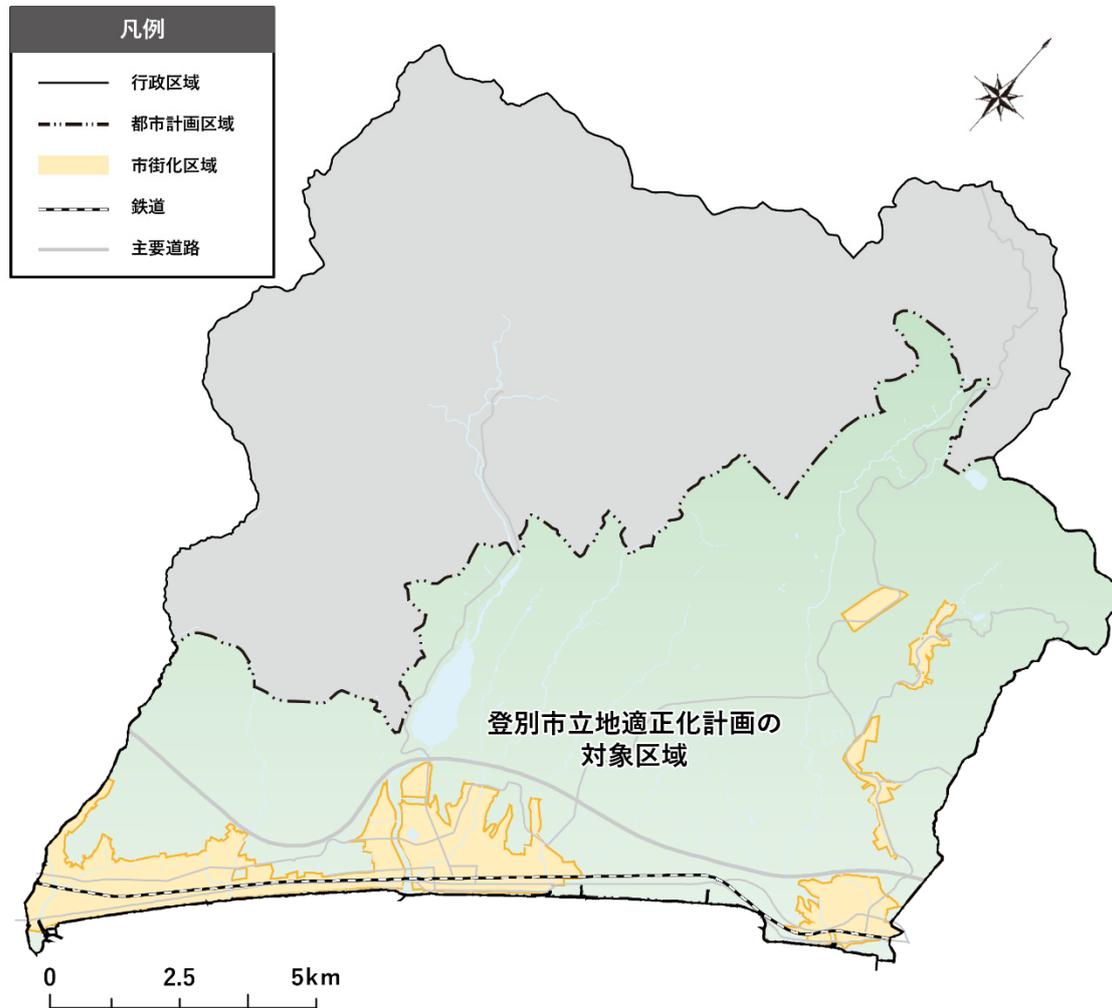


※立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされます。（都市再生特別措置法第82条）

登別市立地適正化計画の位置づけ

3. 対象区域

本計画の対象区域は、登別市の都市計画区域内とします。



登別市立地適正化計画の対象区域

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和23年度（2041年度）までのおおむね20年とします。

